

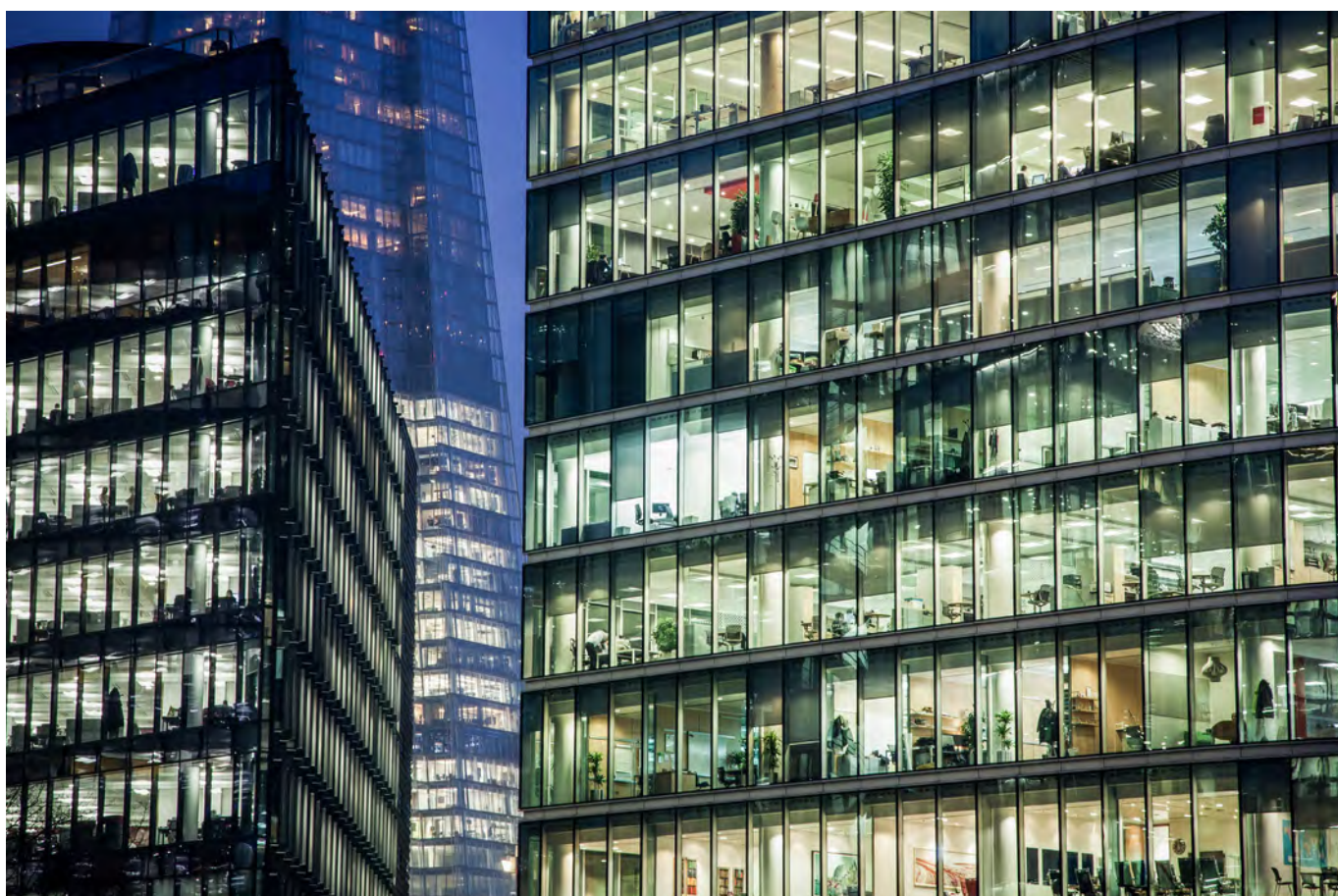
NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

03

2024

弥生3月・・・会計業界も確定申告はじめ繁忙期です！
年度末に向けて、いろいろと動きが増える時期でもあります
ますが、然るべき手続きはお済みでしょうか？掲載
内容に関してご不明点等がございましたら、TFSコンサル
ティンググループまでお問い合わせくださいませ。



定額減税と給与の源泉徴収事務への影響

- ◆自販機やA T Mの設置場所の帳簿記載が不要に
- ◆拡充されたキャリアアップ助成金「正社員化コース」
- ◆社長のための財務 売上高営業利益率

定額減税と給与の源泉徴収事務への影響

昨年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」には、1人あたり4万円の定額減税が盛り込まれています。サラリーマンは、今年6月以降の給与の源泉徴収から影響します。

定額減税とは

物価高による国民の負担を緩和し、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、所得税と個人住民税の定額減税が実施されます。具体的には、合計所得金額1,805万円以下（給与の年収2,000万円以下に相当[※]）の納税者本人と、日本に住む扶養家族（同一生計配偶者＋扶養親族）を対象に、次の金額が特別控除の額として、減税の対象となります。

対象者 1人につき	所得税	個人住民税
	3万円	1万円

例えば、扶養家族が2人いる場合には、（3万円＋1万円）×3人（本人＋扶養家族2人）＝12万円が、所得税と個人住民税をあわせた特別控除の額となります。

定額減税の実施時期等

令和6年度税制改正の大綱等に示されている実施時期等は、次のとおりです。

(1) 所得税

	実施時期等
給与 所得者	<ul style="list-style-type: none">令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与含む）から順次実施6月1日より後の入社、異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は年末調整で調整令和6年分の年末調整時に、最終調整
公的 年金 受給者	<ul style="list-style-type: none">令和6年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等から順次実施異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は確定申告で調整

事業 所得者 等	<ul style="list-style-type: none">令和6年の第1期分予定納税額（7月）から実施（本人分のみ控除）控除しきれない部分は第2期分で実施扶養家族分に係る特別控除の額は、予定納税額の減額承認申請を行うことで実施可予定納税がない場合は確定申告時に控除
----------------	--

(2) 個人住民税

個人住民税は、地方公共団体が算定を行い、定額減税が反映された令和6年度分の納税額が通知等されます。基本的には、これに基づいて納付を行います。なお、対象となる同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）に係る定額減税の実施時期は、上記とは異なり令和7年度分での実施予定とされています。

給与に係る源泉徴収事務への影響

(1) 所得税

6月1日において主たる給与等の支払を受ける者が対象です。また、6月1日以後最初の給与等の支払日までに提出された、扶養控除等申告書等の記載情報に基づき特別控除の額を計算します。6月以降の源泉徴収、特に賞与支払時の控除もれにご注意ください。

(2) 個人住民税

定額減税が適用される令和6年度の特別徴収は、例年の6月ではなく1ヶ月遅い7月から翌年5月までの11回の徴収となります。特別徴収税額の通知が届き次第、準備しましょう。

（※）収入が給与のみの場合（所得金額調整控除適用者は2,015万円以下に相当）

参考：財務省「令和6年度税制改正の大綱」、「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について（令和6年1月19日）」

自販機やATMの設置場所の 帳簿記載が不要に

消費税の仕入税額控除を適用するには、原則、インボイスと帳簿の両方の保存が必要ですが、帳簿のみの保存で問題がない場合があります。その際の帳簿の記載事項について、一部見直し
が令和6年度税制改正の大綱で示されています。この中から、自動販売機特例についてご案内
します。

自動販売機特例とは

自動販売機又は自動サービス機により行われる取引について、税込価額が3万円未満である場合には、支払側（買手）は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で、仕入税額控除の適用を受けることができます。これを「自動販売機特例」といいます。

【自動販売機特例の対象取引例】

- 自動販売機による飲食料品の購入
- 金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスの利用
- コインロッカーやコインランドリー等によるサービスの利用

この場合の一定の事項とは、現行では次の記載事項を指します。

【記載事項】

- ① 取引の相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 取引の相手方の住所又は所在地（国税庁長官が指定するもの（国税庁告示）は記載不要）
- ⑥ 特例の対象となる旨

見直しの内容

自動販売機特例が適用される取引について、記載事項のうち⑤（取引の相手方の住所又は所在地）の記載を不要とする見直し案が令和6年度税制改正の大綱で示されました。

すでに出張旅費特例や公共交通機関特例では、国税庁告示により⑤の記載が不要とされていますが、これに自動販売機特例も加わることとなります。

この見直し案は今後、国税庁告示が改正されることで整備されていく予定ですが、運用上、インボイス制度開始（令和5年10月1日）から記載は求めないことが、令和6年度税制改正の大綱の閣議決定日と同日（令和5年12月22日）付で、国税庁から公表[※]されました。この場合、すでに帳簿に記載があっても何らの対応も不要です。また、今後も記載を継続することについて問題はありません。

なお、帳簿の記載例が上記公表内で示されています。

- 自動販売機で飲料（1本150円）を20本（3,000円）購入した場合、帳簿の記載例

総勘定元帳（会議費）		（株）〇〇		
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
2	8	自販機 飲料 [※]	3,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目

出典：国税庁HP「令和6年度税制改正の大綱について（インボイス関連）」

ここでは記載事項⑤の記載不要の他、①と⑥が「自販機」の記載で問題ない旨もご確認いただけるかと思えます。今後の帳簿記載時の参考になさってください。

（※）国税庁「令和6年度税制改正の大綱について（インボイス関連）」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_0023012-213.htm

拡充されたキャリアアップ助成金 「正社員化コース」

有期雇用労働者等を正社員に登用したり、処遇改善の取組を実施したりする企業への支援として、キャリアアップ助成金が設けられています。2023年11月29日に、キャリアアップ助成金の「正社員化コース」が拡充されました。ここでは拡充された内容を取り上げます。

正社員化コース

「正社員化コース」とは、就業規則等で規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員に転換等をした場合に助成金が支給されるものです。有期雇用労働者以外にも、正社員ではない無期雇用労働者を正社員に転換した場合、また、正社員への転換だけでなく、多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）に転換した場合等も、「正社員化コース」の対象となります。

拡充された内容

今回拡充された内容は、以下のとおりです。

① 1人当たりの助成金の額の見直し

支給対象期間が「6ヶ月」から「12ヶ月」に拡充され、助成金の額も以下のように見直されました。

企業規模	正社員化前の雇用形態	
	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円 (40万円)	40万円
大企業	60万円 (30万円)	30万円

※ () 内は通算雇用期間が5年超の場合

※ 1年度1事業所当たりの支給申請上限人数 20名

② 有期雇用労働者の要件緩和

有期雇用労働者から正社員に転換する場合、有期雇用の期間が6ヶ月以上で、通算3年以内という要件が設けられていましたが、6ヶ月以上のみ緩和されました。なお、有期雇用の期間が通算5年を超えた有期雇用労働者を正社員に転換する場合、助成金の額は、①の表のとおり、無期雇用労働者が正社員に転換した場合と同額になります。

③ 正社員転換制度規定の加算

今回、正社員転換制度の導入に取り組む場合の加算措置が新設されました。正社員転換制度を新たに規定し、その雇用区分に転換等をした場合に20万円（大企業の場合15万円）が加算されます。なお、1事業所当たり1回のみ支給となります。

④ 多様な正社員制度規定の加算

多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）制度を新たに規定し、この雇用区分に転換等をした場合に加算される額が40万円（大企業の場合30万円）に増額されました。なお、この加算措置も1事業所当たり1回のみ支給となります。

キャリアアップ助成金を利用する際は、事前にキャリアアップ計画書を管轄の労働局へ提出することが必要です。また、Q&Aが公開されていることから、活用を検討される場合は事前に内容を確認しておきましょう。

社長のための財務 売上高営業利益率

ここでは、企業の収益性をみる指標である、売上高営業利益率についてみていきます。

売上高営業利益率

売上高営業利益率は、売上高に占める営業利益の割合をいい、**営業利益 ÷ 売上高 × 100 (%)**で算出できます。

営業利益とは、売上総利益（売上高－売上原価）から販売費及び一般管理費（以下、販管費）を差し引いたものであり、企業の営業活動の成果を表します。

売上高営業利益率の改善

売上高営業利益率が低い場合、売上高総利益率が低い、あるいは、売上高販管費比率が高いことが考えられます。したがって、これらを改善することで、売上高営業利益率も改善されます。

売上高総利益率

売上高総利益率は、売上高に占める売上総利益の割合をいい、**売上総利益 ÷ 売上高 × 100 (%)**で算出できます。売上総利益は、売上高から売上原価を差し引いたもので、一般に「粗利」と呼ばれています。

売上高総利益率が低い場合、①商品ごとに販売単価を見直す、②商品ラインナップや販売戦略を見直し、利益率の高い商品の構成割合を高くする、③仕入方法や仕入先の見直しにより仕入価格の引き下げを行う、ことなどで、売上高総利益率を高めることができます。

売上高販管費比率

売上高販管費比率は、売上高に占める販管費の割合をいい、**販管費 ÷ 売上高 × 100 (%)**で算出できます。

販管費とは、販売費と一般管理費の総称で、販売費は販売に関わる費用、一般管理費は組織の維持運営に関わる費用です。

売上高販管費比率を改善するには、①売上高を上げる、②販管費を下げる、という方法が考えられます。売上高を上げる場合、売上高は「数量 × 単価」で計算されるため、単価を下げることで販売数量を増やし、売上高を上げる方法や、販売数量は減るものの、単価を上げることなどで売上高を上げるという方法が考えられます。

販管費を下げる場合、費用を単に下げればよいというわけではありません。かけた費用に対して、どれ位の効果があるか、という視点から、費用の中身をチェックする必要があります。

売上高営業利益率の特徴

売上高営業利益率は、業種はもちろん、同じ業種内でも取り扱い商品や製品の違い、販管費の使い方の違いにより大小の差が生じます。したがって、同業他社との比較により、業種内での自社の状況が把握できます*。また、自社の実績を時系列に並べることで、自社の経営状況を把握することができます。自社の数値をチェックしてみてもいいでしょうか。

*同業種のデータについては、日本政策金融公庫が公表している「小企業の経営指標」などをご確認ください。
日本政策金融公庫「小企業の経営指標調査」 https://www.jfc.go.jp/n/findings/shihyou_kekka_m_index.html

不要なID、残っていませんか？

近年、営業秘密の漏えい事例が多発しています。情報処理推進機構（IPA）が2021年に公表した資料※によると、その中でも、「中途退職者（役員・正規社員）による漏えい」が増えています。

不要なIDが残るリスク

中途退職者による情報漏えいの代表的な要因の1つに、「在職中に利用していたシステムのIDが削除されずに残り続けていること」があります。営業秘密の漏えいという切り口でみたとき、不要になったIDには以下のようなリスクがあります。

1. 退職後も社内情報にアクセスできてしまう

自身あるいは転職先の利益のために営業秘密を持ち出すというケースです。また、いわゆる「円満退職」でない場合、会社に損害を与えるために営業秘密を利用する（インターネット上に公表することで、会社の信用失墜を狙う等）といったケースもあり得ます。

2. 不正アクセスの入り口になり得る

IDの侵害によって不正アクセスが行われること自体は、不要になったIDでなくても起こり得ることで。しかし、システムによっては、不要になったIDは「悪意ある第三者が使用しているも気づきにくい」という特徴があります。また、長期にわたって放置されている場合、パスワードポリシーが古いままである等、利用中のIDと比べて相対的に脆弱なIDとなってしまう危険性もあります。

取り組みやすい対策

こうしたリスクへの対策には、不正アクセスを検知するシステムの導入等の高度な対策も考え

られますが、ここでは比較的平易に実行に移せるものを紹介します。

1. 退職者が出たら迅速にIDを削除する

当たり前のようですが、最も基本的で確実な対策です。いきなりIDを削除することが難しいようであれば、削除ではなく「無効化」（ID自体は残しておくが、ログインはできないようにする）を検討してもよいでしょう。

2. 定期的にIDの棚卸しを行う

定期的にIDを一通り確認するというのも有効な手立てです。先述のとおり、本来は退職のタイミングでのID削除が望ましいのですが、削除忘れやID管理者との関係ミスによって、削除されずにIDが残ってしまうこともあり得ます。

3. システムの台帳を作っておく

多少手間ではありますが、利用中のシステムを一元管理するような台帳を作成することも有効です。これにより、退職時や棚卸し時に、確認対象となるIDの洗い出しがしやすくなります。また、すべてのシステムを網羅することが難しいようであれば、営業秘密や個人情報等、機密性の高い情報を保管しているシステムに絞って管理する、という方法も考えられます。

情報漏えいは、競争力の低下や信用の失墜などの原因にもなり得ますし、事業の存続にも関わることがあります。今一度、お使いのシステムに不要なIDが残っていないか、ご確認いただくことをお勧めします。

※情報処理推進機構 プレス発表「[企業における営業秘密管理に関する実態調査 2020] を公開」
<https://www.ipa.go.jp/archive/press/2020/press20210318.html>

新しい年度が始まるにあたり、年に1回しか行わない業務が多くなる時期です。入社式や事業方針の発表会などのイベントも集中します。準備は早めに取りかかりましょう。

01 確定申告の税額の延納の届出



所得税等の確定申告分については、**2024年3月15日**まで（振替納税の場合は同年**4月23日**）に納付すべき税額の**2分の1**以上を納付すれば、残りの税額の納付を同年**5月31日**まで延長することができます。延納期間中は年**0.9%**の割合で利子税がかかります。

贈与税についても、納期限までに金銭による一時納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、**5年以内**の年賦による延納ができます。延納期間中は利子税がかかります。

02 個人の青色申告の承認申請



個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の**3月15日**までに提出します。ただし、**1月16日**以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から**2ヶ月以内**の申請となります。

03 所得税の更正の請求



確定申告をし、その申告期限後に計算の誤り等によって当初の申告税額が過大であった場合については、原則、法定申告期限から**5年以内**に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

04 新年度の36協定の締結と届出



従業員に法定労働時間を超えて労働させたり、休日労働をさせたりするためには、**36協定**を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。年度単位で締結している企業も多くあるので、**4月**を起算としているところでは、忘れずに協定の締結と届出を行いましょう。なお、**36協定**の届出は電子申請で行うこともできます。

05 1年単位の変形労働時間制に関する労使協定の作成



年度単位など**4月**始まりで変形労働時間制を採用している企業では、労使協定や年間カレンダーの作成を忘れずに行いましょう。

06 退職金の支払い



年度末は退職者が多くなる時期です。退職金を支払う際、所得税を源泉徴収して、原則翌月**10日**までに納めることになっています。退職金には、税負担を軽くする退職所得控除がありますが、この控除を受けるためには「退職所得の受給に関する申告書」の提出が必要です。

今月は、個人の確定申告の期限があります。また、3月決算会社にとっては年度末になります。4月入社準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	金	先負	
2	土	仏滅	
3	日	大安	
4	月	赤口	
5	火	先勝	啓蟄
6	水	友引	
7	木	先負	
8	金	仏滅	
9	土	大安	
10	日	友引	
11	月	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（2月分）
12	火	仏滅	
13	水	大安	
14	木	赤口	
15	金	先勝	●確定申告期限（所得税、住民税）、所得税納期限（現金納付） ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（1月16日以降新規業務開始を除く） ●贈与税の申告期限・納期限
16	土	友引	
17	日	先負	
18	月	仏滅	
19	火	大安	
20	水	赤口	春分の日 春分
21	木	先勝	
22	金	友引	
23	土	先負	
24	日	仏滅	
25	月	大安	
26	火	赤口	
27	水	先勝	
28	木	友引	
29	金	先負	
30	土	仏滅	
31	日	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（2月分）（4月1日期限） ●個人事業の消費税確定申告期限、納期限（現金納付）（4月1日期限）